



鳥取県公報

平成 25 年 8 月 9 日 (金)
号外第 9 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 教委訓令 鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令 (3) (教育総務課) 2

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第3号

鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年8月9日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会職員服務規程（平成9年鳥取県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 略 第2章 服務 第1節 服務の原則等（第3条— <u>第7条</u> ） 第2節 勤務（ <u>第8条—第19条</u> ） 第3節 営利企業等従事許可（ <u>第20条</u> ） 第3章 非常の際の措置（ <u>第21条—第23条</u> ） 第4章 雑則（ <u>第24条</u> ） 附則 （綱紀の保持） 第4条 略 <u>（供応接待等の禁止）</u> <u>第5条 職員は、職務遂行の公正さを疑われるような</u> <u>供応接待又は利益の供与を受けてはならない。</u> （職員証） <u>第6条 略</u> （名札及び記章） <u>第7条 略</u> （事務処理の原則） <u>第8条 略</u> （接遇） <u>第9条 略</u> （執務環境の整備）	目次 第1章 略 第2章 服務 第1節 服務の原則等（第3条— <u>第6条</u> ） 第2節 勤務（ <u>第7条—第18条</u> ） 第3節 営利企業等従事許可（ <u>第19条</u> ） 第3章 非常の際の措置（ <u>第20条—第22条</u> ） 第4章 雑則（ <u>第23条</u> ） 附則 （綱紀の保持） 第4条 略 （職員証） <u>第5条 略</u> （名札及び記章） <u>第6条 略</u> （事務処理の原則） <u>第7条 略</u> （接遇） <u>第8条 略</u> （執務環境の整備）

第10条 略	第9条 略
(出勤)	(出勤)
第11条 略	第10条 略
(入退庁時間の管理等)	(入退庁時間の管理等)
第12条 略	第11条 略
(勤務時間中の離席)	(勤務時間中の離席)
第13条 略	第12条 略
(休日及び勤務時間外の登退庁)	(休日及び勤務時間外の登退庁)
第14条 略	第13条 略
(出張の復命)	(出張の復命)
第15条 略	第14条 略
(異動等に伴う着任)	(異動等に伴う着任)
第16条 略	第15条 略
(事務引継)	(事務引継)
第17条 略	第16条 略
(履歴書の取扱い)	(履歴書の取扱い)
第18条 略	第17条 略
(職務上の事故報告)	(職務上の事故報告)
第19条 略	第18条 略
第20条 略	第19条 略
(火災防止)	(火災防止)
第21条 略	第20条 略
(非常災害)	(非常災害)
第22条 略	第21条 略
(大規模災害時の対応)	(大規模災害時の対応)
第23条 略	第22条 略
(委任)	(委任)
第24条 略	第23条 略

附 則

この訓令は、平成25年8月9日から施行する。